

# 業務指示書

## インドネシア国持続可能な開発目標（SDGs）の計画・運営推進に関する情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月24日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月28日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：国家開発計画、政策・計画に関するターゲット・評価、政策・計画に関するモニタリング・評価

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／国家開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：国家開発計画
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 ターゲット・指標】

- 1) 類似業務の経験：政策・計画に関するターゲット・指標の設計及び統計分析
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 モニタリング・評価】

- 1) 類似業務の経験：政策・計画に関するモニタリング・評価
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び東・東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

現地再委託又は現地傭人費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(IDR1 = 0.008023 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／国家開発計画  
ターゲット・指標  
モニタリング・評価

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.40 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月15日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

インドネシア国持続可能な開発目標（SDGs）の計画・運営推進に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/国家開発計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ターゲット・指標	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： モニタリング・評価	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は、ミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals) の後継となる国際社会の開発目標として、2015年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された。SDGs は人間及び地球の持続的繁栄のための行動計画として、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、17の目標と169のターゲットからなる開発目標として、すべての国々が達成に向けて努力することとされている。特に開発途上国にとっては、自国発展のための計画立案とその実現をSDGsの枠組みと整合させることにより、開発計画の政策的裏付けを強化し、計画実行にあたって国内外の一層のリソース動員を図ることを期待し得る。

インドネシアにおいては、BAPPENAS (国家開発企画庁) が国内の取りまとめ責任機関となり、MDGsを推進してきた。具体的には、MDGsの各目標の進捗状況をモニタリング・公表すると共に、関係各省や地方政府、非政府部門とのコミュニケーションを図ることで目標達成を促進している。MDGsの後継であるSDGsに対しても、インドネシアは国連における開発目標の検討段階からBAPPENASが中心となって積極的に関与しており、2015年1月に発表された国家中期開発計画 (RPJMN 2015-2019) は、SDGsの基本要素も予め念頭に置いた形で策定したと説明している。また、SDGs採択以降も、インドネシアはSDGsへの取組準備を着実に進めており、2016年1月、BAPPENAS内にSDGs事務局を暫定的に設置し、SDGsに関する大統領令の発布に向けた作業を行っている。今後、大統領令によって国家のSDGsへの取り組み方針、推進体制が定められることになっている。

一方で、インドネシアを含め、開発途上国が自国の開発の文脈、戦略を踏まえてSDGsで定められた17ゴール、169ターゲット、230指標 (SDGs指標に関する機関間専門家グループ (IAEG-SDGs) で策定中) と統合的なターゲット及び指標を適切に設定すること、更に目標達成に向けた国内でのアドボカシー、具体的な計画・実行とモニタリング・評価を行っていくことは容易ではない。インドネシアにおいても、上述のとおりBAPPENASが中心となって国の開発計画・戦略と整合性を取りながらSDGsを推進しようとしているが、大統領令発布以降の関係各省・地方政府等の参画による具体的な取り組みはこれから方向づけられる段階であり、開発パートナーからの支援が期待されている状況にある。

本調査は、インドネシアにおけるSDGsへの取り組み状況全般を確認すると共に、インドネシア政府によるターゲット及び指標の設定、ターゲットや指標を達成するための国内関係政府機関のモニタリング・評価体制の構築に関する提言を通じて、インドネシアにおけるSDGs推進及びSDGsを踏まえた国家開発計画推進のための我が国による協力の可能性を調査する。

### 2. 業務の目的

本調査は、インドネシア政府によるSDGsのターゲット及び指標、ターゲットや指標達成のための行動計画 (アクションプラン)、モニタリング・評価体制に関する情報収集及び分析を通じて、インドネシア政府のSDGs推進に資する今後の協力の方向性・内容を検討する。主に以下の情報収集と提案を行うことを目的とする。

- (1) インドネシア政府におけるSDGsへの取り組み状況全般 (方針・政策、推進体制等)、開発パートナーの支援状況に関する情報収集
- (2) 対象ゴールに関し (以下同様)、国連で採択される予定のターゲット・指標、グローバル指標に対応するインドネシア政府のターゲット・指標の検討状況の確認 (グローバル指標に対する国内の既存指標・データの有無と所在、関係政府機関の政策、関連するプログラム・活動の確認等)
- (3) インドネシア政府によるターゲット及び指標の策定に関する分析と提案 (実証活動) を通じた課題・方向性の把握
- (4) インドネシア政府によるSDGs達成のための行動計画策定状況、計画の確認 (民間や市民

団体等の行動計画があればそれも含む)

- (5) インドネシア政府による行動計画の策定に関する分析と提案（実証活動）を通じた課題・方向性の把握
- (6) インドネシア政府による SDGs のモニタリング・評価メカニズムの策定状況の把握
- (7) インドネシア政府による SDGs のモニタリング・評価メカニズムの策定に関する分析と提案（実証活動）を通じた課題・方向性の把握
- (8) 上記を踏まえた SDGs の「インドネシア政府のターゲット及び指標の設定・運用、活動計画策定」、「モニタリング・評価メカニズムの構築・運用」への協力可能性、協力内容（技術協力等の想定）の検討

### 3. 業務対象地域

BAPPENAS、中央統計庁を含む関係省庁を対象とし、主にジャカルタで業務を行うが、対象ターゲット・指標の指標設定や地方政府の活動計画策定にあたっては、必要に応じて地方政府の有する情報も収集する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、上記の「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。本調査で対象とするゴールは以下とする。なお、他のゴールのターゲットや指標で本調査の対象ゴールに関連するものについても、本調査の対象とする。

対象ゴール	
社会分野	
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
経済分野	
目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10	各国内及び各国間の不平等を是正する
環境分野	
目標 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) SDGs に対する包括的・効果的な協力可能性の検討

SDGs は MDGs と比して広範なテーマを扱い、これらの自国への適用・推進はいずれの国にとっても新しい取り組みとなる。開発途上国にとって、国家の開発を SDGs の文脈の中で適切に取り扱うことは新たな課題であり、計画、実施、モニタリング・評価において、多くの関係機関の十分な関与の下に国内の推進体制を整備し、推進能力を強化するための種々の支援ニーズが存在する。本調査は、SDGs を推進するにあたって必要となるインドネシア政府のターゲット・指標

設定、活動計画策定、モニタリング・評価における種々のニーズを包括的に把握すると共に、日本にとっても新たな取り組みとなる本分野の協力をいかに効果的に行い得るか考察し、提示する。

#### (2) 試行的な取り組みによる情報収集と将来協力の検討

調査及び考察にあたっては、同国が取り組むターゲット・指標及び行動計画（アクションプラン）への支援と SDGs のモニタリング・評価メカニズムの構築を具体的に試行し、今後の協力を検討するにあたっての課題やニーズを明らかにするというアプローチを重視する。インドネシア政府からも、実証を通じた提案が期待されている。従って、プロポーザルの作成にあたっては、「6.業務の内容」に記載の「試行・実証活動 1：ターゲット・指標及び SDGs 行動計画へのインプット」及び「試行・実証活動 2：モニタリング・評価メカニズムの構築」に留意して試行・実証活動を提案すること。

#### (3) インドネシア政府の SDGs 推進の方針とスケジュール、実施体制への留意

- 上述のとおり、インドネシア政府は SDGs 推進に高いコミットメントを示し、大統領令の発布と共に、SDGs ナショナル・アクションプラン、サブナショナル・アクションプラン等を策定し、中央および地方レベルにおける SDGs への取り組みを進めようとしている。本調査の実施にあたっては、これら政策、行動計画の準備状況や策定結果を十分に把握し、同政府の全体方針、スケジュールに合った支援を検討できるよう留意する。また、BAPPENAS は MDGs への取り組みにも実績を有し、その知見が SDGs の取り組みにも活用されることが想定されることから、MDGs の過去の経験・教訓も併せて把握するように努める。
- インドネシア政府による SDGs の実施体制は、BAPPENAS を中心とした分野毎のワーキング・グループ、テクニカル・グループ、SDGs 事務局が形成される予定である。本調査を実施するにあたっては、そうした関係者と打合せを行いつつ、活動を進めるように留意する。

#### (4) 国連での議論、他国の状況の把握

SDGs は 17 ゴール、169 ターゲットが採択されたものの、その下に位置づけられるグローバル指標、グローバル／リージョナル／国家／テーマレベルでのモニタリング・評価メカニズムは引き続き検討されている状況にある。本調査において指標の提案やモニタリング・評価の仕組みを検討・提案するにあたっては、これらに対する国際的な議論、他国の動向についても把握し、SDGs 全体の枠組みや国際的な動きと矛盾のないものとするように留意する。

#### (5) 他の JICA 事業との連携

インドネシア「業績評価に基づく予算編成能力向上支援プロジェクトフェーズ 1 / フェーズ 2」において、インドネシア政府の（行動）計画の策定やモニタリング方法について支援しているところ、本調査の実施にあたり、情報交換・参照を行うこと。

### 6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。効果的な業務実施のために必要な調査方法・手順等については、プロポーザルにおいて国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に提案すること。

#### 【第 1 次国内作業】（2017 年 1 月中旬）

##### (1) 関連情報の収集及び確認

- ① 国連での SDGs のゴール、ターゲット、指標、モニタリング・評価方法についての検討・決定状況、他国の類似活動を確認する。
- ② インドネシア政府による過去の MDGs の実施状況及び SDGs の準備状況を利用可能な文献等で把握する。
- ③ インドネシア政府の国家開発計画、優先分野の開発戦略・目標の所在・内容をレビューし、関連する SDGs との関連・対応を整理する。（既にインドネシア政府によって整理されているターゲットと指標、関連情報があれば JICA より提供する）

(2) 業務計画書作成・提出

- ① 調査全体の方針・方法及び作業計画、情報収集項目・方法を検討し、業務計画書を作成する。
- ② JICA（インドネシア事務所、東南アジア・大洋州部、産業開発・公共政策部）に対し、業務計画書に基づき、調査方針、調査計画等を説明するとともに、内容について協議・確認する。

【現地作業】（2017年1月中旬～2017年12月中旬）

- (1) 第1次国内作業で作成した業務計画書の内容を JICA インドネシア事務所及び BAPPENAS を中心とするインドネシア政府の関係者に説明し、内容を協議・確認する。
- (2) 「ターゲット／指標設定、SDGs 行動計画策定」及び「モニタリング・評価メカニズム構築」への実証活動を行うため、調査開始時点のインドネシア側の進捗状況、今後の計画を調査する。調査結果を踏まえ、支援活動の内容案を提示し、BAPPENAS との合意を得る。
- (3) 合意を得た支援活動に沿って、現地傭人／現地再委託により配置したローカル人材と共に、具体的な活動を推進する。（想定している具体的な内容は、下記の「試行・実証活動 1：ターゲット・指標及び SDGs 行動計画へのインプット」及び「試行・実証活動 2：モニタリング・評価メカニズムの構築」を参照）
- (4) 対象ゴールのターゲット・指標に関する業務の進捗状況について、JICA インドネシア事務所の各セクター担当所員及び関連プロジェクトの専門家に対して情報共有を行う。
- (5) 今後のインドネシア政府向けの SDGs 関連協力の方向性、内容案について考察し、関係者との意見交換を行う。
- (6) これまでの結果を共有するセミナーを BAPPENAS と共に開催する。対象は関係省庁、代表州政府、CSO（市民団体）、ドナーから 100 名程度とし、広く結果を共有し、今後のターゲット／指標の運用、モニタリング・評価の実践に向けての理解と取り組み促進に資する。
- (7) 現地活動の成果を取りまとめ、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA（インドネシア事務所、東南アジア・大洋州部、産業開発・公共政策部）及び BAPPENAS を中心とするインドネシア政府の関係者に説明する。

試行・実証活動 1：ターゲット・指標及び SDGs 行動計画へのインプット

- インドネシア政府は、現在ターゲット・指標の検討を行っており、さらに今後ターゲットや指標を達成するための 5 か年のナショナル・アクションプラン（国家レベル）、サブナショナル・アクションプラン（州レベル）、2030 年までのロードマップを策定することとしている。これらの取り組みは日々進捗しており、まずは調査開始時点において、本調査で優先される各ゴールの進捗状況や課題を十分に把握し、試行・実証活動として実施する内容を BAPPENAS と定める（下表を参照）。試行・実証活動はインドネシア政府の主体的取り組みを側面支援・助言する扱いとする。（アクションプランの内容は、各ゴール・ターゲットに対して、各省庁・機関が行うプログラム、活動名等を対応マトリクス表の形で作成することが想定されている）
- 試行・実証活動は調査団メンバーの指揮の下、現地語や現地の詳細な状況を理解するローカル人材（現地傭人／現地再委託）を柔軟に配置・活用することとする。試行・実証活動 1 におけるローカル人材活用は、45 人月を上限とする。試行・実証活動の具体的な内容は、インドネシア側が行う下表の活動を支援することが想定され、ローカル人材は上記表の社会分野、経済分野、環境分野ごとに複数名を配置することが想定される。詳細については、調査開始後、JICA 及び BAPPENAS と打合せて決定する。
- 対象として選定された 10 ゴール毎にインドネシア政府の進捗状況も異なるため、調査当初に JICA 及び BAPPENAS と打合せて実施。

ターゲット、指標及び SDGs 行動計画の策定	
インドネシア側の活動内容	調査による実証活動（例）
SDGs に関連する既存の政府政策・戦略、利用可能な統計データ	ターゲット、指標に対応する国家長期



一々のレビュー	<p>開発計画（RPJPN 2005-2025）や中期開発計画（RPJMN 2015-2019）、各省別の開発戦略（RENSTRA）といった既存の政策、及び各計画に基づく既存の政府プログラムについての情報収集と整合性確認</p> <p>国家統計局、関係省庁、地方政府のデータベース調査、ヒアリングによる指標設定にあたっての国内の既存統計データの有無の確認</p>
SDGs のターゲット、指標の検討、設定	<p>ターゲットや指標設定にあたって関連する政府関係者や識者の意見・意向集約</p> <p>（インドネシア国内の関連する既存計画・指標と SDGs グローバルターゲット／指標の比較検討、各種政策を踏まえた総合的観点からのターゲット／指標の検討など）</p> <p>ターゲット、指標の設定における測定可能でかつ開発目標を効果的に表し得る実務的な定義（Operational definition）及びそれを適切に作成するためのテクニカル・ガイドライン作成支援</p> <p>（ターゲット・指標設定にあたっての使用統計データの検討（既存データ、代理データ、新規作成データ等）、統計データの収集・加工方法の検討など）</p>
ターゲット、指標の公表、普及	ターゲット、指標説明会での資料作成等の技術支援
ナショナル・アクションプラン、サブナショナル・アクションプランの作成に先駆けたアクションプラン作成ガイドラインの策定と普及	ガイドラインで規定するアクションプランの構成・内容への助言、説明会への支援
ガイドラインの中央・地方政府機関への説明、アクションプランの作成指示、必要に応じた技術指導	選定されたゴールに関する執筆の技術支援

※いくつかの指標については、インドネシア側で策定作業が進んでいるため、その策定状況を確認した上で、試行・実証活動を行う必要あり。

#### 試行・実証活動 2：モニタリング・評価メカニズムの構築

- 設定されたターゲット及び指標を達成するには、関係政府機関がアクションプランに沿って予算措置を含めた具体的な行動を行うこと、実行・達成状況が適切にモニタリング・評価される必要がある。従って、国として適切なモニタリング・評価の仕組みを構築し、運営することが今後の SDGs 推進に肝要となる。
- 本調査の中で、これまでのインドネシアにおける MDGs のモニタリング・評価方法を参考に、SDGs のモニタリング・評価の仕組み、体制を分析・提案する。
- 本活動においても、調査当初にインドネシア政府の既存の仕組み・体制、検討状況を十分に把握し、予め調査団として検討したモニタリング・評価メカニズム構築に向けた活動案を説

明し、JICA 及び BAPPENAS とすり合わせた上で具体的な活動を進める（下表を参照）。本部分については、主に調査団メンバーが主導的に実施することを想定するが、ローカル人材も 6.5 人月を上限に活用できることとする。

- 上記の二つの試行・実証活動を実施するためのローカル人材（現地傭人／現地再委託）の雇用費、必要となる交通費、有識者謝金・関係者との会議開催費等は別見積とする。

モニタリング・評価メカニズムの構築	
インドネシア側の活動内容	調査による実証活動（例）
関係する過去・現在の関連メカニズムのレビュー	MDGs のモニタリング・評価方法・体制（中央・地方レベル）についてレビュー 政府の既存の計画・予算要求、モニタリング・評価メカニズム等との整合性確認
モニタリング・評価の方法論・体制案の検討・策定	中央省庁、地方政府へのモニタリング・評価メカニズム案に関するインタビュー モニタリング・評価の方法論・体制案の検討・作成、ガイドライン、報告書式の提案 （中央政府・地方政府間の関係、マルチセクトラルの観点からの検討にも留意） 関係者、有識者とのディスカッション モニタリング・評価メカニズムの最終化
モニタリング・評価についての関係機関への説明	関係機関向けの説明会への技術的支援

#### 【第 2 次国内作業】（2017 年 2 月上旬～2 月中旬）

- (1) JICA 及び BAPPENAS を中心とするインドネシア政府の関係者からのコメントを踏まえて、調査結果の全体成果を纏めたファイナル・レポートを作成、提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「5) ファイナル・レポート」とする。各報告書の先方政府への説明及び協議に際しては、事前に JICA へ説明の上、その内容について了承を得るものとする。ファイナル・レポートには、インドネシア語の要約（Executive Summary）を添付すること。また、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方政府関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

#### ① 調査報告書

##### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり

提出時期：契約日から起算して 10 営業日以内

部 数：英文・和文各 5 部（簡易製本）、CD-R 英文・和文各 1 枚

##### 2) インセプション・レポート

記載事項：活動の進捗等

提出時期：2017 年 3 月中旬

部 数：英文・和文各 5 部（簡易製本）、CD-R 英文・和文各 1 枚

##### 3) インテリム・レポート

記載事項：活動の進捗等

提出時期：2017年7月下旬

部数：英文・和文各5部（簡易製本）、CD-R 英文・和文各1枚

4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2017年12月中旬

部数：英文・和文各5部（簡易製本）、CD-R 英文・和文各1枚

5) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

なお、ドラフト・ファイナル・レポートに対するJICA及びインドネシア側からのコメントに対して必要な修正を行ったものを提出すること。

提出時期：2018年2月12日

部数：英文・和文各10部（標準製本）、CD-R 英文・和文各5枚

② 個別成果品：

1) ターゲット／指標技術ガイドライン

2) ターゲット／指標－国内プログラムのマトリクス

3) モニタリング・評価の方法論・体制についてのガイドライン及びモニタリング・評価書式

提出時期：その都度

部数：英文各5部（簡易製本）

③ コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月の業務進捗の概要、業務従事者の従事計画／実績表等

提出時期：毎月

部数：1部

④ 会議記録

記載事項：インドネシア側との各種協議の結果、JICAとの打合せ結果等

提出時期：その都度

部数：1部

(2) 報告書の印刷及び電子化の仕様

① 印刷仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-ROM）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

② 報告書作成にあたってのその他留意事項

1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

2) 報告書については、効率良く理解できるよう、図表・チャート類を有効に活用すること。

3) 転載する図表等には必ずその出展を明記すること。

4) 図表リスト、略語リスト及び参考文献リストを適切な位置に記載すること。

5) 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

6) 英文報告書は必ず経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。インドネシア側に対する説明用資料についても、可能な限り同様な扱いとすること。

7) 報告書が分冊となる場合には、本編と付属書類及び関連データの照合が容易に行えるよう、工夫を施すこと。

8) 報告書の作成にあたっては、装丁等が華美になりすぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集リストを付した上で業務終了後、機構に提出すること。



えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

別添：調査で対象とするSDGsのゴール（目標）とターゲット

目標／ターゲット	
<b>目標 5</b>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
5-1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5-2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5-3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5-4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5-5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5-6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5-a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5-b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5-c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
<b>目標 6</b>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
6-1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6-2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6-3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
6-4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6-5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6-6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6-a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6-b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
<b>目標 7</b>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
7-1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7-2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7-3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7-a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化

	石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7-b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
8-1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8-2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8-3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8-4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8-5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8-6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8-7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8-8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8-9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8-10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
9-1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9-2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9-3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9-4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9-5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を

	大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9-a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9-b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9-c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。
<b>目標 10</b>	<b>各国内及び各国間の不平等を是正する</b>
10-1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10-2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10-3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10-4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10-5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10-6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10-7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10-a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10-b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10-c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。
<b>目標 11</b>	<b>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b>
11-1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11-2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11-3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11-4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11-5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11-6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11-7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11-a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市



	周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11-b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11-c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。
<b>目標 13</b>	<b>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b>
13-1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13-2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13-3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13-a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13-b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
<b>目標 14</b>	<b>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b>
14-1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14-2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14-3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14-4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14-5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14-6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14-7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14-a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧告しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14-b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14-c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15-1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15-2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15-3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15-4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
15-5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15-6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15-7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15-8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15-9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15-a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15-b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15-c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。